

VII 市民に開かれた教育行政の推進

1 教育委員会及び事務局の機能充実

1 教育委員会及び事務局の機能充実

現状と課題

- 平成27年（2015年）4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新しい教育委員会制度が始まりました。これは、市長の教育行政における責任や役割を明確にするとともに、いじめなどの重大な事件に迅速に対応できるシステムを構築すること等を目的としたものです。

一方で、教育行政の政治的中立性や、継続性・安定性を確保するため、教育委員会が引き続き、合議制の執行機関として重要な役割を担っていることに変わりはなく、市民の意見を幅広く反映しながら、教育委員会の意思決定が適切になされ、実行されることが求められています。

また、「教育委員会がどのような活動をしているのか、よくわからない」という市民の声に対して、必要な情報が、必要なタイミングで、市民の手元に届くような広報活動を行い、市民とともにある教育行政の推進をめざしていかなければなりません。

- 教育委員会のさまざまな施策を実行していくためには、事務局の組織がしっかりと機能することが重要です。そのためには、教育行政に携わる職員の資質の向上を図り、教育委員会内部だけでなく、各関係機関と幅広い横の連携を強化していくことが必要です。

さらに、教育委員会の防災体制の整備を図ること、毎年度の事務事業の点検評価の充実を図り、さらなる施策の充実に繋げていくことなど、教育委員会全体として継続して取り組んでいかなければならない課題があります。

これからの基本方向

- (1) 教育委員会の機能充実と公聴広報活動の充実を図ります。
- (2) 教育行政の執行体制の強化を図ります。

主な取組

- (1) 教育委員会の機能充実と公聴広報活動の充実

教育委員会が、さまざまな市民の意見を反映して、適切な意思決定を行えるよう、教育委員の公聴活動や審議機会の充実を図ります。また、広く市民に対して、教育委員会の活動への理解を深め、より関心をもってもらえるよう、積極的な情報発信

Ⅶ 市民に開かれた教育行政の推進

に努めます。

①教育委員会の審議機会の充実

- *重要案件等の審議において、定例会を補い、さらに議論を深める「委員協議会」の充実

②教育委員の公聴活動の充実

- *学校現場との意見交換の実施
- *地域やP T A等との意見交換の実施

③市民への情報提供の充実

- *教育委員会会議の審議結果等を常時ホームページ上で公表
- *市報に「教育だより」のページを設ける（年3回）等、広報活動を推進
- *市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した各課からの情報発信の充実
- *教育功労者の積極的な顕彰

（2）教育行政の執行体制の強化

いわゆる縦割り行政や安易な前例踏襲主義による教育行政の硬直化や停滞を防ぐため、関係各所との連絡体制・協力体制の強化を図るとともに、常に事務事業の在り方について、自ら検証や見直しを行い、個々の職員の資質の向上に努めていきます。また、教育委員会防災計画の継続的な見直しや防災体制の確立を図っていきます。

①総合教育会議及び関係各所との連携強化

- *総合教育会議の充実
- *定期・不定期の課長会議の開催など、教育委員会各課の連携強化
- *各種イベント等での相互協力など、市長部局や各振興局との連携強化
- *学校との意見交換や施設訪問など、学校や各教育施設との連携強化

②事務局職員の資質の向上

- *教育行政に必要な幅広い知識や能力を養うため、職員研修の充実

③「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価制度」の充実

- *毎年度、1年間に取り組む重点施策の策定と公表
- *当該年度終了後、事務事業の点検評価の実施と公表

④防災対策の推進

- *教育委員会防災計画の継続的な見直し
- *教育委員会における防災訓練や避難訓練の実施（年1回）
- *事務局職員の防災士の資格取得を推進

Ⅶ 市民に開かれた教育行政の推進

目標指標

指標名	現状値		目標値	
		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
学校現場との意見交換会	6校	H27 (2015)	10校	10校
地域やPTA、各種教育団体等との意見交換会	— (※1)	H27 (2015)	2地区 (団体)	2地区 (団体)
教育行政職員研修	1回	H27 (2015)	2回	2回

(※1) 平成27年度(2015年度)は、地域教育懇談会を市内9か所で開催した。